【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年7月6日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	甕　隆敏
【電話番号】	03-3593-5957
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース） ＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース） ＜年2回決算型＞
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額　各ファンドにつき 上限 8,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年２回決算型＞

ファンド名称について
正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

年２回決算型		
正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（ユーロコース）年２回、 ユーロコース（年２回決算型）、ユーロコース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（米ドルコース）年２回、 米ドルコース（年２回決算型）、米ドルコース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（豪ドルコース）年２回、 豪ドルコース（年２回決算型）、豪ドルコース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（ブラジルレアル）年２回、 ブラジルレアルコース（年２回決算型）、ブラジルレアルコース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（資源国通貨）年２回、 資源国通貨コース（年２回決算型）、資源国通貨コース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（メキシコペソ）年２回、 メキシコペソコース（年２回決算型）、メキシコペソコース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（トルコリラ）年２回、 トルコリラコース（年２回決算型）、トルコリラコース

正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年２回決算型＞

略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（円コース）年２回、 円コース（年２回決算型）、円コース

なお、以上を総称して「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」、「年２回決算型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド8,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12) その他　③ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.24%（税抜3.0%）です。「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他　③ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングのお取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問合せください。

(7)【申込期間】

平成30年7月7日から平成31年1月9日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、お申し込みできません。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご照会ください。

＊販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9)【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① 取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
		（　　）
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 **年2回**	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年4回 年6回（隔月）	北米 **欧州** アジア オセアニア	ファミリーファンド	＜円コース＞ **あり（フルヘッジ）**
不動産投信	年12回（毎月）	中南米		＜円コース以外＞
その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債））※	日々	アフリカ 中近東（中東）	**ファンド・オブ・ファンズ**	**なし**
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （　　）	エマージング		

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債）））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券のうち社債（低格付債）を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＊商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

2018年5月11日の書面による決議の結果、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託の入替えを目的とする投資信託約款の変更について可決されました。これにより、主要投資対象とする外国籍投資信託の入替えを2018年5月30日以降、順次行ってまいります。
以下は、外国籍投資信託の入替えが完了したことを前提に記載しております。

１．各ファンドは、欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を実質的な主要投資対象とします。

● 各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする外国籍投資信託「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」または「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル」と、国内籍投資信託「ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式※で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下、「投資信託」と記載します。

● 資源国通貨コースは、各外国籍投資信託の３つのシェアクラスに均等に投資を行います。

● 欧州のハイイールド債の運用は、アムンディ アセットマネジメントが行います。

＊各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

2．「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取引が異なる８つのコースから構成されています。

- **米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースでは、ユーロ売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。**
- **円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り／円買いの為替取引（対円での「為替ヘッジ」といいます）を行います。**
- **ユーロコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。**

<ファンドの収益源/基準価額変動要因のイメージ>

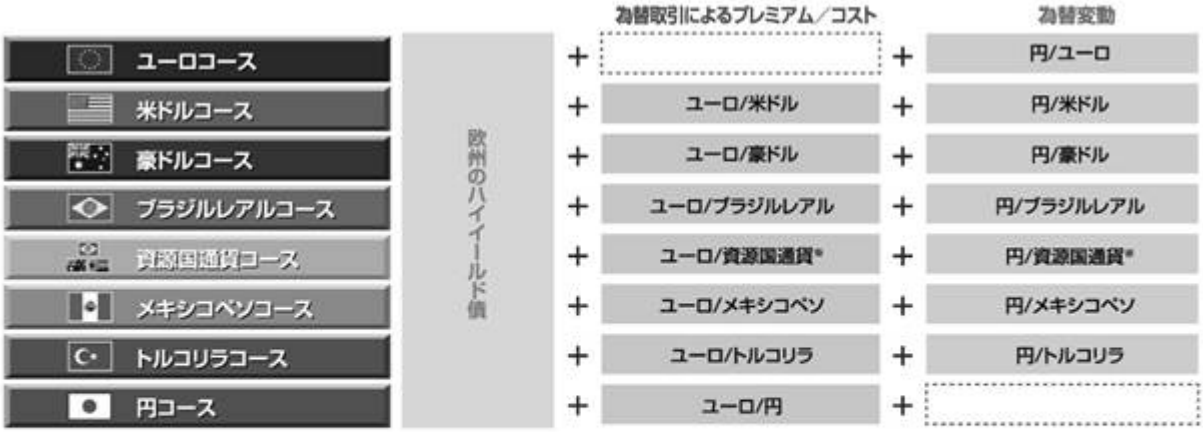

*本書での「取引対象通貨」は、「米ドル」、「豪ドル」、「ブラジルレアル」、「資源国通貨（ブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランド）」、「メキシコペソ」、「トルコリラ」、「円」を指します。

*円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。

*ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。

※資源国通貨とは…

原則として、代表的な資源国であるブラジル、オーストラリアおよび南アフリカの3ヵ国の通貨（ブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランド）を均等に配分したものを以下「資源国通貨」といいます。実際には次の3つのシェアクラスに均等に投資することで実現します。

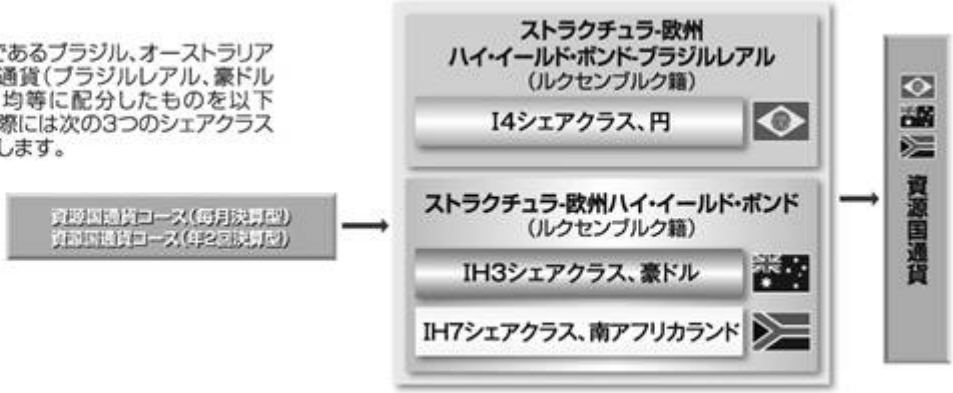

〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

・通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州のハイイールド債です。

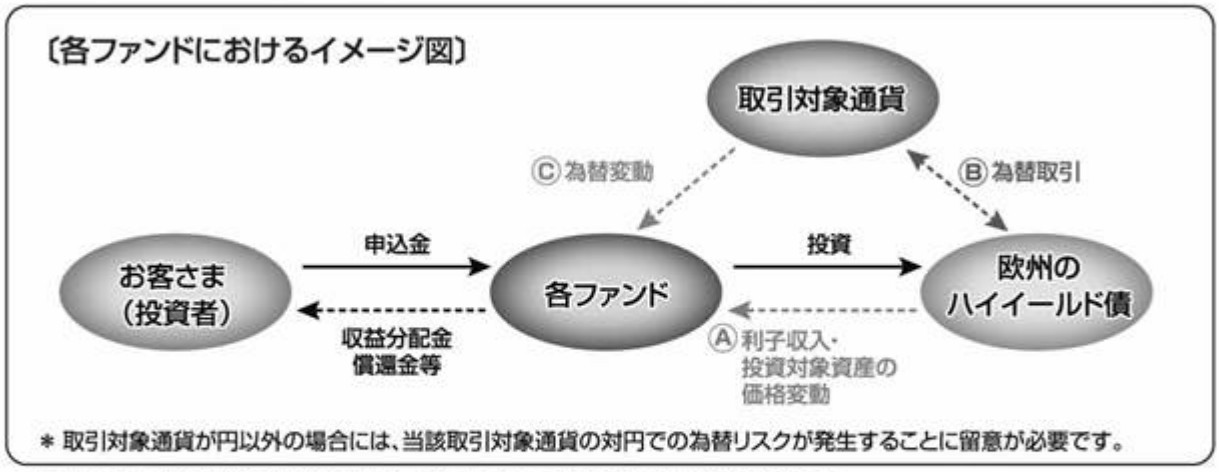

＊各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

＊ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

・各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	=	Ⓐ 欧州のハイイールド債	+	Ⓑ 為替取引	+	Ⓒ 為替変動
		利子収入・投資対象資産の値上がり/値下がり		為替取引によるプレミアム/コスト		為替差益/為替差損

収益を得られるケース	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善	・取引対象通貨の短期金利 ＞ ユーロの短期金利	・円に対して取引対象通貨高 ・円に対してユーロ高（ユーロコースの場合）
	債券価格の上昇	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	債券価格の下落	コスト（金利差相当分の費用）の発生	為替差損の発生
	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	・取引対象通貨の短期金利 ＜ ユーロの短期金利 ＊ユーロコースを除きます※1。	・円に対して取引対象通貨安 ・円に対してユーロ安（ユーロコースの場合） ＊円コースを除きます※2。

※1　ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※2　円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。

＊一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

＊市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

3．各ファンドは、毎決算時（原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

● 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

● 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

● 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

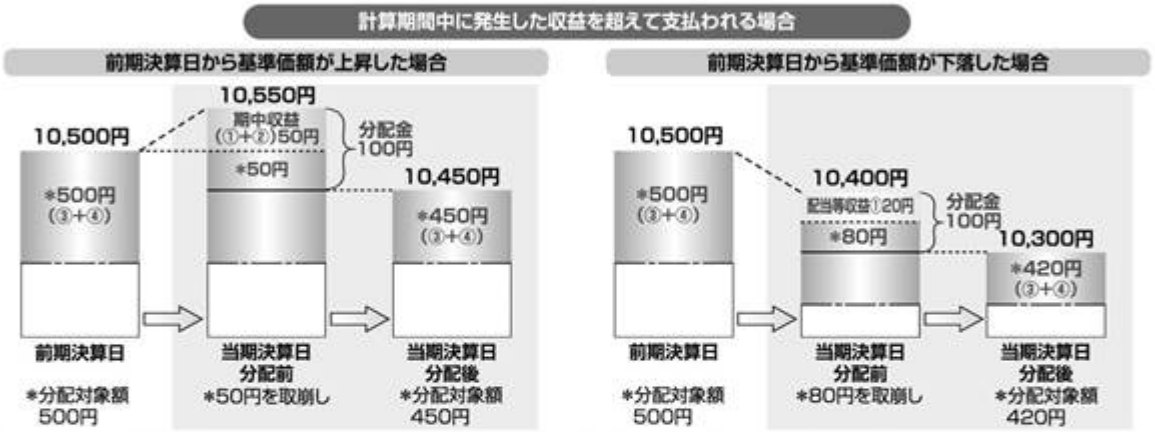

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

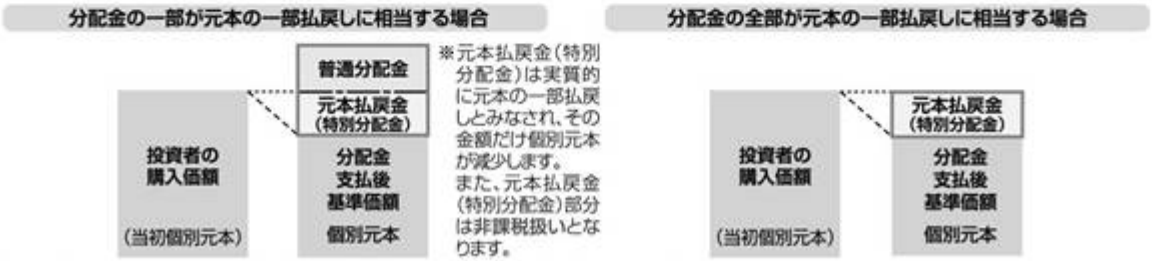

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成28年1月14日　投資信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

〔イメージ図〕

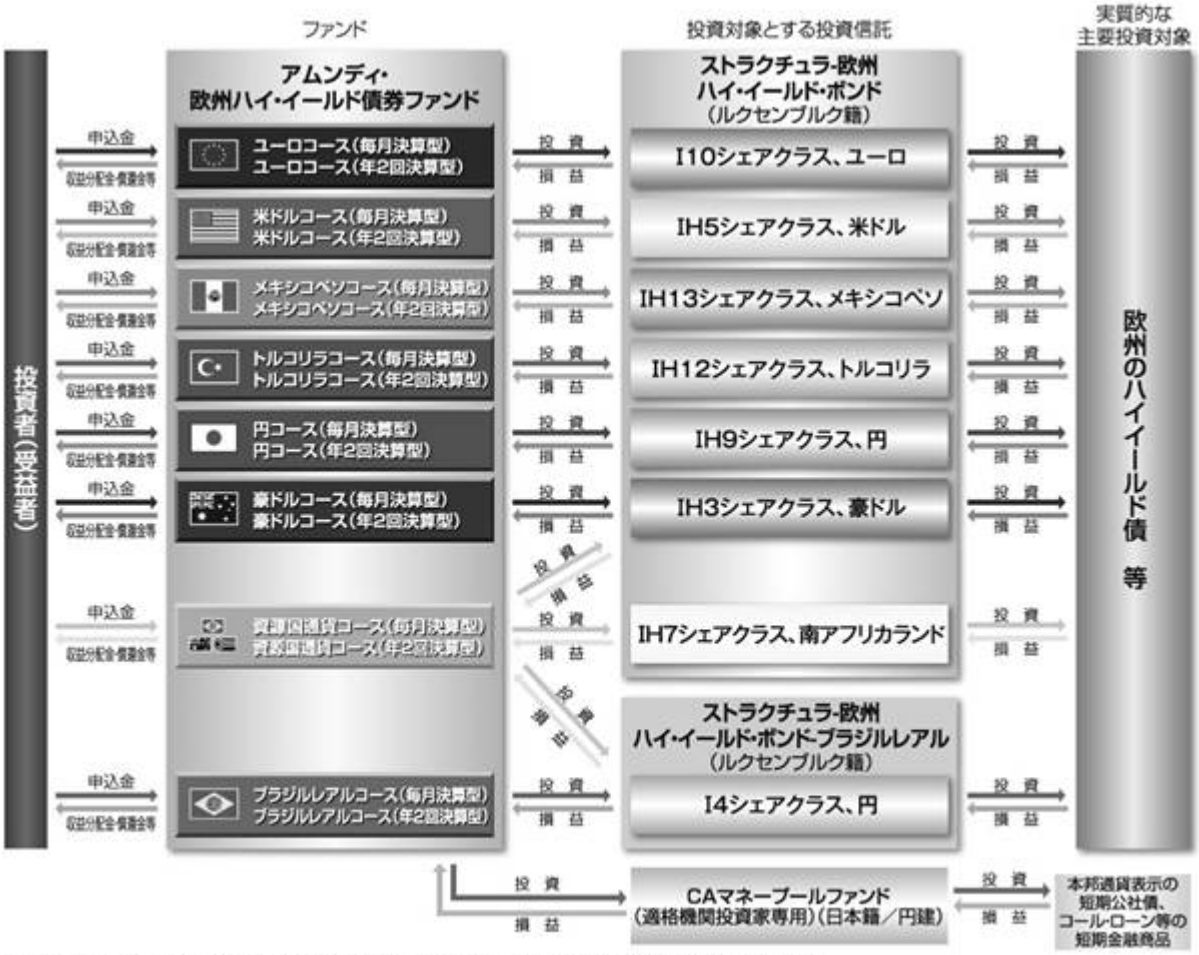

＊各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人

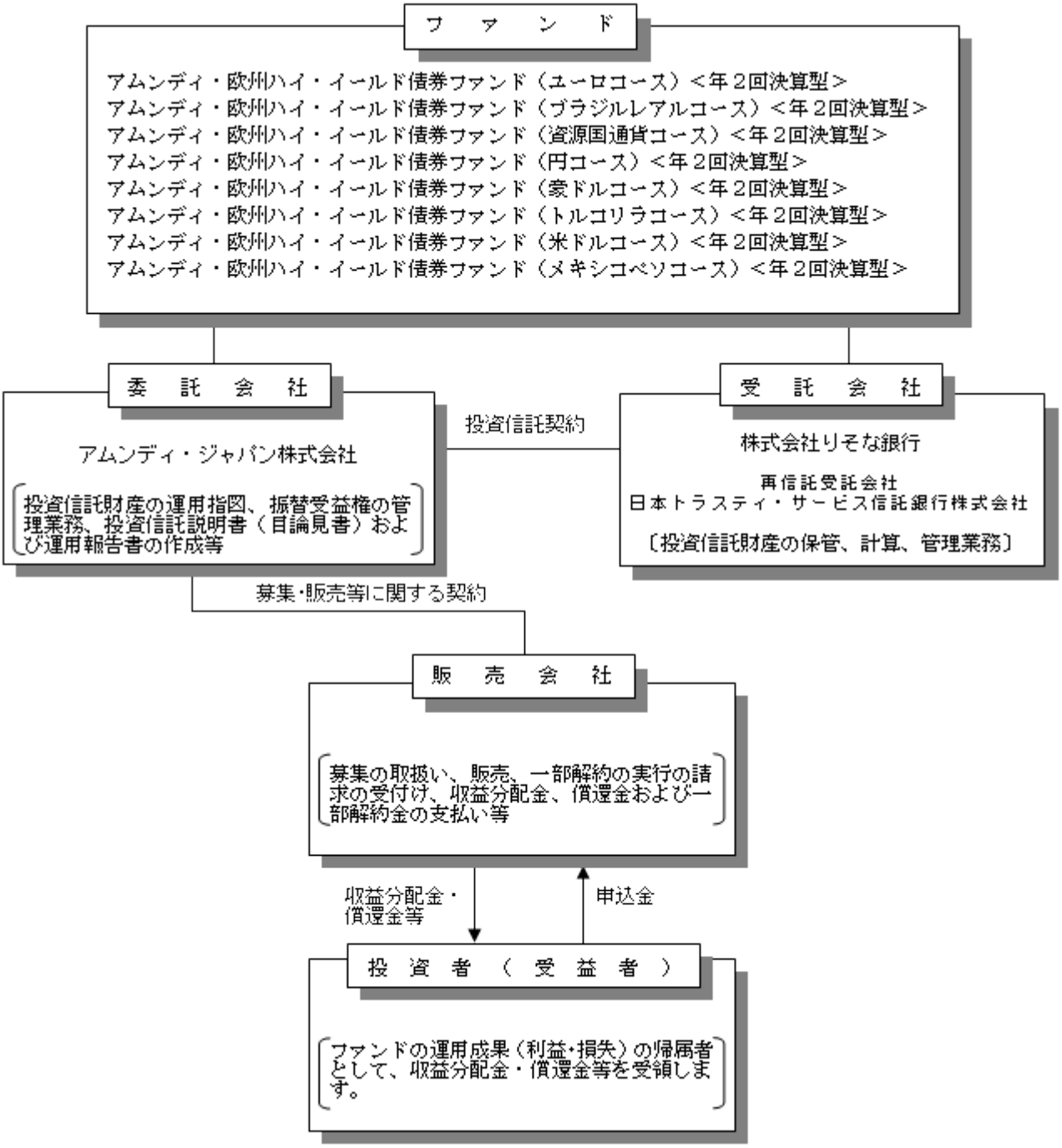

≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約（投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名　称　等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）				
資本金の額	12億円				
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立			
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更			
	平成10年 1月28日	ソシエテ　ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる			
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更			
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得			
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大　株　主	名　　称		住　　所	所有株式数	比率
の　状　況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社		東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

＜ユーロコース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜ブラジルレアルコース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアルの為替リスクに変換した投資法人の発行する円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜資源国通貨コース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランドの為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象（原則として各通貨が均等になるように投資します。）とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜円コース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜豪ドルコース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜トルコリラコース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直さ

れることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜米ドルコース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜メキシコペソコース＞

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディで運用される欧州のハイイールド債を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。
選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1．投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2．投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3．投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4．各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託

ファンド名	■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH5シェアクラス、米ドル) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH3シェアクラス、豪ドル) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH7シェアクラス、南アフリカランド) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH13シェアクラス、メキシコペソ) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH12シェアクラス、トルコリラ) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH9シェアクラス、円) ■ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラス、円)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託
ファンドの特色	欧州のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。 また、ブラジルレアルにおいては、上記に加え、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルレアルで為替取引を行います。
投資方針	1) 投資対象 ①欧州のハイイールド債を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2) 投資態度 ①原則として、純資産総額の4分の3以上をハイイールド債に投資します。 ②原則として、欧州のハイイールド債を中心に投資します。 ③原則として、純資産総額の4分の3以上をユーロ建の資産に投資します。ユーロ建以外の資産への投資は純資産総額の4分の1を上限とします。 ④ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。 ⑤投資適格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。 ⑥各シェアクラスにおいて、実質的なユーロ建資産に対して原則として以下の為替取引または対円での為替ヘッジを行います(除くブラジルレアル(I4シェアクラス、円))。 ⑦ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアルは、ファンドにおいてユーロ建資産に対して原則としてブラジルレアルの為替取引を行います。なお、I4シェアクラス、円(円建)において為替取引は行いません。

シェアクラス	通貨建	為替取引等
I10シェアクラス、ユーロ	円	実質的にユーロ建資産を保有します。
IH5シェアクラス、米ドル	米ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。
IH3シェアクラス、豪ドル	豪ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対豪ドルで為替取引を行います。
IH7シェアクラス、南アフリカランド	南アフリカランド	実質的なユーロ建資産を、原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。
IH13シェアクラス、メキシコペソ	メキシコペソ	実質的なユーロ建資産を、原則として対メキシコペソで為替取引を行います。
IH12シェアクラス、トルコリラ	トルコリラ	実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。
IH9シェアクラス、円	円	実質的なユーロ建資産を、原則として対円での為替ヘッジを行います。

⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ②同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。ただし、欧州諸国の国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行う方針です。
運用プロセス	

*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社	副投資顧問会社	アムンディ アセットマネジメント

国内籍投資信託

ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類（ユーロコース、ブラジルレアルコースおよび円コースについては本邦通貨表示のものに限ります。）

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ 有価証券
   ロ 金銭債権
   ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
(b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
(c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
(d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
(e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金
(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
(c) コール・ローン
(d) 手形割引市場において売買される手形
(e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

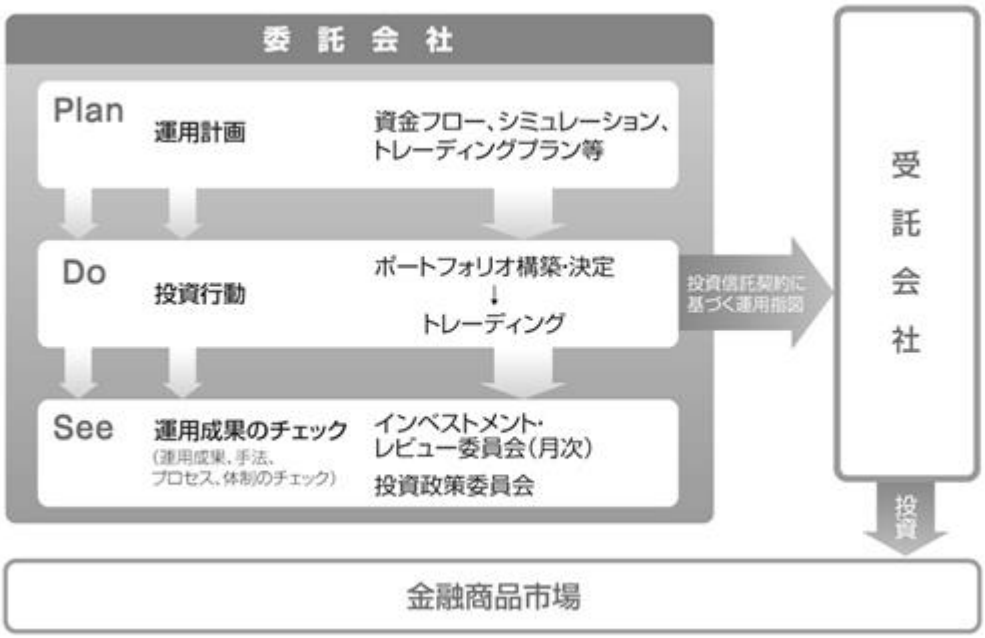

＊　委託会社の運用成果のチェック・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- **コンプライアンス・マニュアル**
- **服務規程**
- **リスク管理基本規程**
- **デリバティブ取引に関するリスク管理規則**
- **運用にかかる各種マニュアル**

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ⅰ）投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ⅱ）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

（イ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ロ）ブラジルレアルコース、ユーロコース、円コースについては、原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。

（ハ）米ドルコース、豪ドルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースについては、外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

（ニ）デリバティブの直接利用は行いません。

（ホ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。

（ヘ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ト）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

■米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコース

・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替取引を行う際に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替取引を行う際に取引対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと取引対象通貨との金利差相当分の費用（為替取引によるコスト）がかかることにご留意ください。

・一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引※（ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引）を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

※ NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、円買いの為替ヘッジ（対円での為替ヘッジ）を行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

③ 流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行いますが、ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

・各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

・債券の発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤ 金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

① 各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

③ 分配金に関する留意点

・分配金は当該期に各ファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、各ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率は各ファンドの収益率を示すものではありません。

・各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

④ ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）とは、格付機関によりダブルB格〔BB＋格（Ｓ＆Ｐ）/Ba1格（ムーディーズ）〕以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。

⑤ 規制の変更に関する留意点

・各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。

・将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑥ その他

・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。

・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

○投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
○投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3)投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。

・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。

・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。

・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4)リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

－「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」のリスク管理について－

各ファンドの指定投資信託証券の副投資顧問会社であるアムンディ アセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。

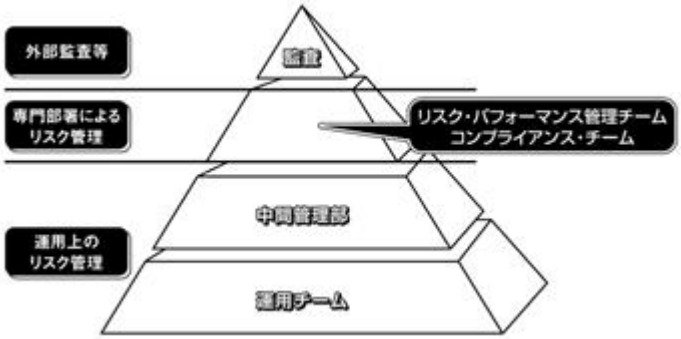

■リスク管理

●運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディ アセットマネジメントの母体）およびアムンディ アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【ユーロコース（年2回決算型）】

【ブラジルレアルコース（年2回決算型）】

【資源国通貨コース（年2回決算型）】

【円コース（年2回決算型）】

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

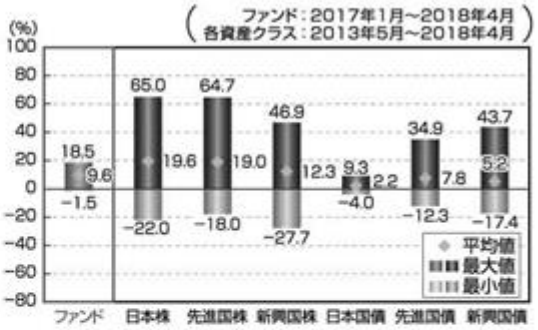

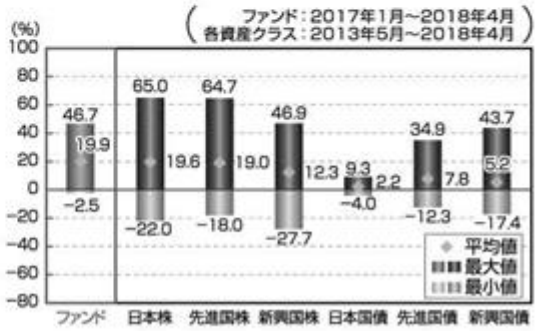

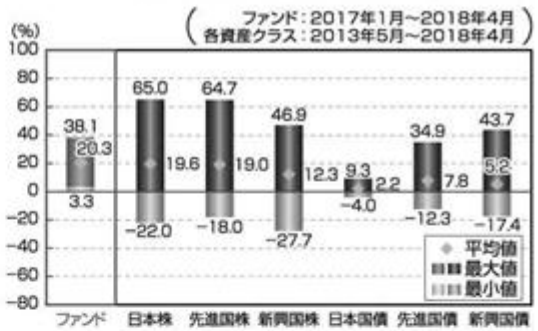

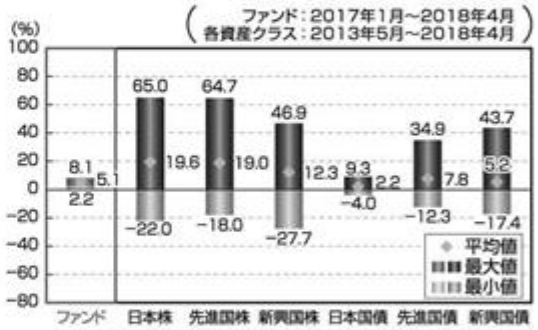

＊①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②の各グラフは、ファンドについては2017年1月から2018年4月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2013年5月から2018年4月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
＊分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【豪ドルコース（年2回決算型）】

【トルコリラコース（年2回決算型）】

【米ドルコース（年2回決算型）】

【メキシコペソコース（年2回決算型）】

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

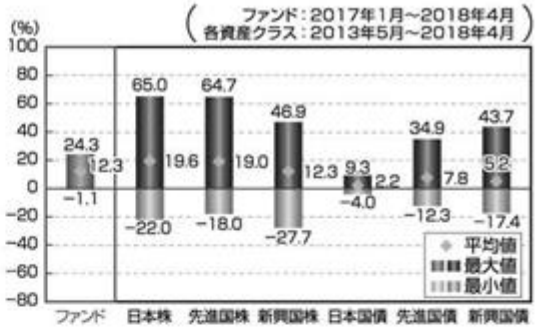

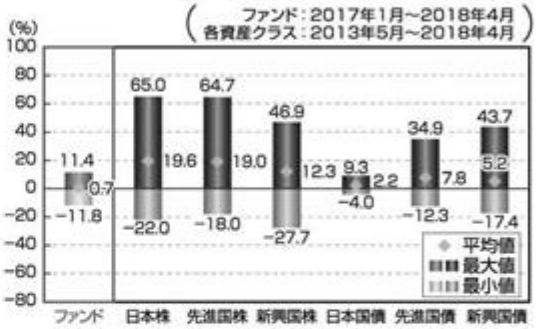

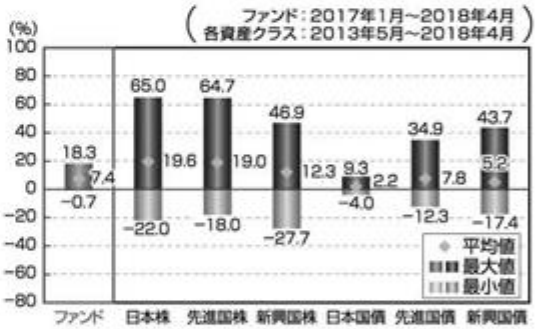

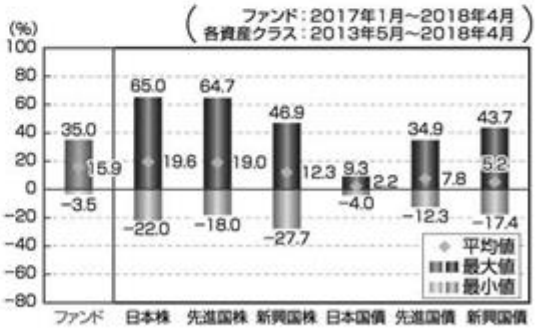

＊①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②の各グラフは、ファンドについては2017年1月から2018年4月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2013年5月から2018年4月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
＊分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（参考情報）

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.24%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。

スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。
スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。
ただし、一部解約の申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た投資信託財産留保額※が控除されます。
※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0908%（税抜1.01%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
信託報酬の配分は次の通りとします。

（信託報酬の配分）　（年率）

支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.28%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

② 信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。
③ 各ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。
各ファンドが投資対象とする投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

（年率）

	料率	役務の内容

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド‐ブラジルレアル」	0.67%	投資信託財産の運用・管理等の対価
「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」	0.67%	
「ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	0.378%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35	

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.7608%（税込）※となります。

※ 各ファンドの信託報酬年率1.0908%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.67%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

② 委託会社は、前記①に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産

の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

⑤ 組入投資信託証券においてはルクセンブルクの年次税（年率0.01%）のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

◆その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成30年3月末日現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

＊公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。
※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

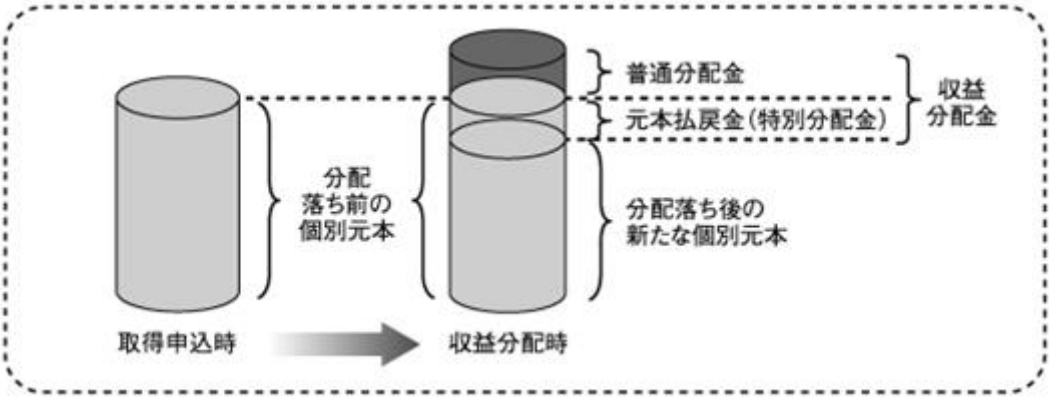

※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成30年4月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.00
投資証券	ルクセンブルク	262,307,278	98.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	5,219,243	1.95
合計（純資産総額）		267,536,505	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	79,873	0.08
投資証券	ルクセンブルク	88,915,386	97.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,898,526	2.08
合計（純資産総額）		90,893,785	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.02
投資証券	ルクセンブルク	44,608,728	97.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,019,740	2.23
合計（純資産総額）		45,638,452	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.00
投資証券	ルクセンブルク	1,331,472,214	98.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	20,666,409	1.52
合計（純資産総額）		1,352,148,607	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.01
投資証券	ルクセンブルク	62,752,293	98.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,128,129	1.76
合計（純資産総額）		63,890,406	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.00
投資証券	ルクセンブルク	377,600,526	97.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	7,971,353	2.06
合計（純資産総額）		385,581,863	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.00
投資証券	ルクセンブルク	4,601,366,262	98.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	69,294,352	1.48
合計（純資産総額）		4,670,670,598	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,984	0.00
投資証券	ルクセンブルク	104,775,582	97.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	2,220,024	2.07
合計（純資産総額）		107,005,590	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ10シェアクラス、ユーロ)	33,500.291	7,729.00	258,923,749	7,830.00	262,307,278	98.04
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ5シェアクラス、米ドル)	10,900.501	7,943.88	86,592,379	8,157.00	88,915,386	97.82
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	79,389	1.0061	79,873	1.0061	79,873	0.08

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（I3シェアクラス、豪ドル）	7,850.885	5,628.18	44,186,229	5,682.00	44,608,728	97.74
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.02

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ4シェアクラス、ブラジルレアル)	423,900.737	3,166.00	1,342,069,733	3,141.00	1,331,472,214	98.47
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ11シェアクラス、資源国通貨)	12,530.41	5,007.00	62,739,762	5,008.00	62,752,293	98.21

2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.01

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ13シェアクラス、メキシコペソ)	54,020.104	6,992.00	377,708,567	6,990.00	377,600,526	97.93
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（I12シェアクラス、トルコリラ）	1,094,000.538	4,104.00	4,489,778,207	4,206.00	4,601,366,262	98.51
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ9シェアクラス、円)	12,810.317	8,143.00	104,314,411	8,179.00	104,775,582	97.91
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0061	9,984	1.0061	9,984	0.00

種類別投資比率

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	98.04
合計		98.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.08
外国	投資証券	97.82
合計		97.91

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.02
外国	投資証券	97.74
合計		97.76

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	98.47
合計		98.47

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.01
外国	投資証券	98.21
合計		98.23

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	97.93
合計		97.93

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	98.51
合計		98.51

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	97.91
合計		97.92

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
①【純資産の推移】
平成30年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。
「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	1,903,807	1,903,807	0.9824	0.9824
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	1,612,633	1,612,633	0.9519	0.9519
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	1,815,376	1,815,376	0.9885	0.9885
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	101,921,368	101,921,368	1.1101	1.1101
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	264,591,904	264,591,904	1.0878	1.0878
平成29年 4月末日	3,163,790	－	1.0055	－
5月末日	10,574,005	－	1.0410	－
6月末日	12,008,276	－	1.0788	－
7月末日	20,897,094	－	1.0969	－
8月末日	30,566,445	－	1.1028	－
9月末日	83,155,258	－	1.1144	－
10月末日	115,068,552	－	1.1136	－
11月末日	165,582,278	－	1.1145	－

12月末日	167,154,734	－	1.1302	－
平成30年 1月末日	274,218,688	－	1.1311	－
2月末日	265,702,042	－	1.0938	－
3月末日	263,237,549	－	1.0824	－
4月末日	267,536,505	－	1.1011	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	50,960,481	50,960,481	0.9240	0.9240
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	58,840,058	58,840,058	0.9206	0.9206
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	135,475,698	135,475,698	1.0108	1.0108
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	103,681,797	103,681,797	1.0660	1.0660
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	110,469,580	110,469,580	1.0151	1.0151
平成29年 4月末日	137,150,850	－	1.0233	－
5月末日	133,885,272	－	1.0298	－
6月末日	140,268,678	－	1.0475	－
7月末日	93,294,881	－	1.0412	－
8月末日	96,016,897	－	1.0365	－
9月末日	103,362,695	－	1.0628	－
10月末日	116,069,977	－	1.0792	－
11月末日	115,522,928	－	1.0650	－
12月末日	102,969,801	－	1.0746	－
平成30年 1月末日	99,796,136	－	1.0382	－
2月末日	107,745,749	－	1.0195	－
3月末日	99,366,816	－	1.0068	－
4月末日	90,893,785	－	1.0412	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	4,303,189	4,307,460	1.0073	1.0083
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	13,592,859	13,592,859	1.0270	1.0270
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	34,985,216	34,985,216	1.1281	1.1281
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	88,076,613	88,076,613	1.2202	1.2202
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	62,615,500	62,615,500	1.1547	1.1547
平成29年 4月末日	35,132,877	－	1.1329	－
5月末日	35,378,265	－	1.1408	－
6月末日	35,933,865	－	1.1942	－
7月末日	35,719,891	－	1.2362	－
8月末日	84,094,268	－	1.2062	－
9月末日	88,659,574	－	1.2283	－
10月末日	96,733,991	－	1.2242	－
11月末日	94,273,000	－	1.1928	－
12月末日	113,444,798	－	1.2383	－
平成30年 1月末日	117,403,920	－	1.2422	－
2月末日	63,885,845	－	1.1785	－
3月末日	61,982,397	－	1.1430	－
4月末日	45,638,452	－	1.1652	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	6,504,251	6,510,635	1.0187	1.0197
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	11,585,120	11,594,622	1.2192	1.2202
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	265,472,101	265,660,485	1.4092	1.4102
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	893,412,380	894,005,154	1.5072	1.5082
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	1,460,079,244	1,460,079,244	1.3853	1.3853
平成29年 4月末日	348,821,313	－	1.4092	－
5月末日	436,900,795	－	1.3830	－
6月末日	507,097,035	－	1.4020	－
7月末日	575,176,078	－	1.4681	－
8月末日	777,608,003	－	1.4645	－
9月末日	889,984,086	－	1.5000	－
10月末日	1,270,363,582	－	1.4942	－
11月末日	1,403,819,729	－	1.5002	－
12月末日	1,452,466,255	－	1.4815	－
平成30年 1月末日	1,534,390,464	－	1.4888	－
2月末日	1,511,805,323	－	1.4368	－
3月末日	1,471,284,666	－	1.3935	－
4月末日	1,352,148,607	－	1.3737	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	1,030,598	1,031,607	1.0213	1.0223
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	1,358,933	1,360,126	1.1384	1.1394
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	1,569,839	1,571,048	1.2981	1.2991
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	20,887,085	20,902,046	1.3960	1.3970
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	64,058,418	64,058,418	1.3868	1.3868
平成29年 4月末日	1,579,416	－	1.3212	－
5月末日	1,586,837	－	1.3275	－
6月末日	1,634,919	－	1.3676	－
7月末日	1,674,201	－	1.4003	－
8月末日	21,054,214	－	1.3901	－
9月末日	21,037,815	－	1.4061	－
10月末日	20,866,669	－	1.3946	－
11月末日	20,891,051	－	1.3930	－
12月末日	66,066,752	－	1.4585	－
平成30年 1月末日	66,968,699	－	1.4653	－
2月末日	65,222,286	－	1.4249	－
3月末日	64,129,017	－	1.3884	－
4月末日	63,890,406	－	1.3863	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	987,831	987,831	0.9405	0.9405
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	1,128,837	1,128,837	0.9036	0.9036
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	3,644,741	3,644,741	1.0282	1.0282

第4期計算期間末（平成29年10月10日）	105,295,488	105,295,488	1.1419	1.1419
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	400,468,389	400,468,389	1.1514	1.1514
平成29年 4月末日	3,271,036	－	1.0260	－
5月末日	3,375,658	－	1.0585	－
6月末日	18,777,081	－	1.1144	－
7月末日	20,170,699	－	1.1263	－
8月末日	21,738,749	－	1.1484	－
9月末日	107,478,394	－	1.1655	－
10月末日	360,008,943	－	1.1438	－
11月末日	369,130,398	－	1.1727	－
12月末日	400,445,907	－	1.1153	－
平成30年 1月末日	411,188,924	－	1.1427	－
2月末日	388,549,752	－	1.1196	－
3月末日	397,166,336	－	1.1444	－
4月末日	385,581,863	－	1.1504	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	7,202,076	7,202,076	0.9951	0.9951
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	12,905,458	12,905,458	0.9601	0.9601
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	348,792,445	348,792,445	0.9028	0.9028
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	3,908,323,805	3,908,323,805	0.9989	0.9989
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	4,948,999,048	4,948,999,048	0.9267	0.9267
平成29年 4月末日	538,080,502	－	0.9594	－
5月末日	877,351,316	－	0.9774	－
6月末日	1,106,986,624	－	1.0120	－
7月末日	1,792,531,505	－	1.0108	－
8月末日	2,614,135,203	－	1.0376	－
9月末日	3,670,224,051	－	1.0397	－
10月末日	4,545,987,803	－	1.0066	－
11月末日	4,706,273,638	－	0.9568	－
12月末日	5,232,668,821	－	1.0195	－
平成30年 1月末日	5,317,956,936	－	0.9937	－
2月末日	5,530,445,493	－	0.9764	－
3月末日	5,056,337,285	－	0.9358	－
4月末日	4,670,670,598	－	0.9489	－

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成28年 4月 8日）	1,077,201	1,078,259	1.0178	1.0188
第2期計算期間末（平成28年10月11日）	22,607,466	22,629,110	1.0445	1.0455
第3期計算期間末（平成29年 4月10日）	57,311,968	57,365,816	1.0643	1.0653
第4期計算期間末（平成29年10月10日）	94,974,014	95,060,424	1.0991	1.1001
第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）	106,655,323	106,655,323	1.0914	1.0914
平成29年 4月末日	57,830,735	－	1.0730	－
5月末日	68,035,606	－	1.0816	－
6月末日	75,611,771	－	1.0855	－
7月末日	76,058,490	－	1.0923	－

8月末日	93,885,274	－	1.0947	－
9月末日	94,789,073	－	1.0972	－
10月末日	89,553,583	－	1.1067	－
11月末日	100,826,837	－	1.1036	－
12月末日	96,682,288	－	1.1026	－
平成30年 1月末日	96,959,806	－	1.1032	－
2月末日	112,189,440	－	1.0948	－
3月末日	111,725,403	－	1.0902	－
4月末日	107,005,590	－	1.0955	－

②【分配の推移】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0000

第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0010
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0010
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間	1口当たり分配金（円）

第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0010
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0010
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0000

第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	0.0010
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	0.0010
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.0000

③【収益率の推移】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	△1.8
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	△3.1
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	3.8
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	12.3
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△2.0

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計

算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100
ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。
なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	△7.6
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	△0.4
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	9.8
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	5.5
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△4.8

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	0.8
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	2.0
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	9.8
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	8.2
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△5.4

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

期間	収益率(%)

第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	2.0
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	19.8
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	15.7
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	7.0
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△8.1

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	2.2
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	11.6
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	14.1
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	7.6
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△0.7

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	△6.0
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	△3.9
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	13.8

第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	11.1
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	0.8

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	△0.5
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	△3.5
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	△6.0
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	10.6
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△7.2

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	1.9
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	2.7
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	2.0
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	3.4
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	△0.7

(4) 【設定及び解約の実績】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	1,937,830	―	1,937,830
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	679,416	923,074	1,694,172
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	142,294	―	1,836,466
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	91,137,818	1,163,840	91,810,444
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	152,804,676	1,384,504	243,230,616

（注1）全て本邦内におけるものです。以下同じ。
（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	55,150,999	―	55,150,999
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	8,764,789	―	63,915,788
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	95,069,408	24,962,338	134,022,858
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	40,492,060	77,253,058	97,261,860
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	31,223,109	19,663,987	108,820,982

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間	設定口数	解約口数	発行済口数

第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	4,271,909	―	4,271,909
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	8,964,155	―	13,236,064
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	17,776,677	―	31,012,741
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	44,295,721	3,126,545	72,181,917
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	31,315,056	49,269,159	54,227,814

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	6,428,641	43,965	6,384,676
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	3,160,472	42,927	9,502,221
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	179,821,315	939,319	188,384,217
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	443,904,420	39,514,260	592,774,377
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	509,838,111	48,621,156	1,053,991,332

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	1,009,136	―	1,009,136
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	184,604	―	1,193,740

第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	52,044,448	52,028,836	1,209,352
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	13,951,126	198,750	14,961,728
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	31,228,405	―	46,190,133

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	1,050,333	―	1,050,333
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	198,945	―	1,249,278
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	55,390,152	53,094,696	3,544,734
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	104,819,287	16,150,155	92,213,866
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	268,428,150	12,843,196	347,798,820

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	7,237,532	―	7,237,532
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	6,229,119	24,564	13,442,087
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	373,068,430	163,737	386,346,780
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	3,844,954,632	318,606,953	3,912,694,459

第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	2,111,890,273	684,178,924	5,340,405,808

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成28年 1月14日 至 平成28年 4月 8日	1,058,340	―	1,058,340
第2期計算期間	自 平成28年 4月 9日 至 平成28年10月11日	20,586,261	―	21,644,601
第3期計算期間	自 平成28年10月12日 至 平成29年 4月10日	32,213,434	9,213	53,848,822
第4期計算期間	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	34,827,665	2,266,178	86,410,309
第5期計算期間	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	26,197,310	14,885,695	97,721,924

（参考情報）

運用実績

2018年4月末日現在

◎基準価額・純資産の推移

【ユーロコース(年2回決算型)】

基準価額	11,011円	純資産総額	2.7億円

【ブラジルレアルコース(年2回決算型)】

基準価額	13,737円	純資産総額	13.5億円

【資源国通貨コース(年2回決算型)】

基準価額	13,863円	純資産総額	0.6億円

【円コース(年2回決算型)】

基準価額	10,955円	純資産総額	1.1億円

【豪ドルコース(年2回決算型)】

基準価額	11,652円	純資産総額	0.5億円

【トルコリラコース(年2回決算型)】

基準価額	9,489円	純資産総額	46.7億円

【米ドルコース(年2回決算型)】

基準価額	10,412円	純資産総額	0.9億円

【メキシコペソコース(年2回決算型)】

基準価額	11,504円	純資産総額	3.9億円

＊ 再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊ 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。 ＊ グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2018年4月末日現在

◎分配の推移

決算日	ユーロコース	ブラジルレアルコース	資源国通貨コース	円コース	豪ドルコース	トルコリラコース	米ドルコース	メキシコペソコース
(2016年4月8日)	0円	10円	10円	10円	10円	0円	0円	0円
(2016年10月11日)	0円	10円	10円	10円	0円	0円	0円	0円
(2017年4月10日)	0円	10円	10円	10円	0円	0円	0円	0円
(2017年10月10日)	0円	10円	10円	10円	0円	0円	0円	0円
(2018年4月9日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	40円	40円	40円	10円	0円	0円	0円

＊ 分配金は、1万口当たり・税引前です。

◎主要な資産の状況

「主な資産の状況」は、2018年4月末日現在の情報を掲載していますので、各コースの主要投資先として「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」の状況が掲載されています。「ブラジルレアルコース」については、2018年5月30日以降、主要投資先として「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル」へ順次移管されています。

ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド

◆組入上位10銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	格付	比率
1	Amundi Treso Court Terme*	－	－	A－	3.39%
2	Amundi 3 M*	－	－	A－	2.87%
3	インテサ・サンパオロ	6.625	2023/9/13	BB+	1.13%
4	インターナショナル・ゲーム・テクノロジー	4.750	2023/2/15	BB	0.97%
5	テレコム・イタリア	3.625	2024/1/19	BB+	0.88%
6	ウインド・トレ	2.625	2023/1/20	BB－	0.84%
7	テスコ	6.125	2022/2/24	BB+	0.82%
8	ティッセンクルップ	1.375	2022/3/3	BB	0.81%
9	ユニティメディア	3.750	2027/1/15	B	0.76%
10	ウニクレディト	6.950	2022/10/31	BB+	0.75%

※ 投資信託証券です。

平均格付	B+	組入全銘柄数	342

＊ 平均格付とは、基準日時点でストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンドおよび各ファンドの信用格付ではありません。
＊ 比率は、ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンドの純資産総額に対する割合です。

◆格付別比率

格付	比率
A－	6.26%
BBB	0.61%
BBB－	3.70%
BB+	26.69%
BB	17.68%
BB－	17.25%
B+	6.30%
B	7.94%
B－	5.85%
CCC+	2.57%
CCC	0.48%

＊ 格付はS&P、Moody'sおよびFitchの格付を基準に弊社が独自に分類したものです。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2018年4月末日現在

◎年間収益率の推移

【ユーロコース(年2回決算型)】

【ブラジルレアルコース(年2回決算型)】

【資源国通貨コース(年2回決算型)】

【円コース(年2回決算型)】

【豪ドルコース(年2回決算型)】

【トルコリラコース(年2回決算型)】

【米ドルコース(年2回決算型)】

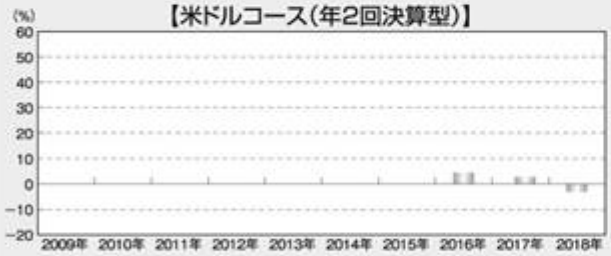

【メキシコペソコース(年2回決算型)】

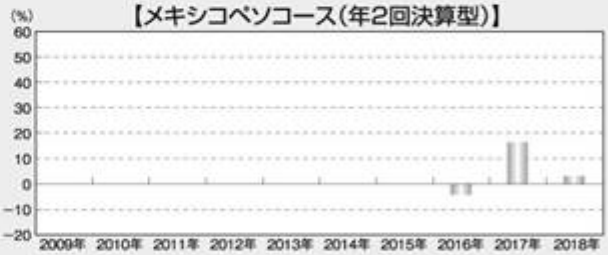

＊ 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。 ＊ ファンドにはベンチマークはありません。
＊ グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。
＊ 2016年は設定日(1月14日)から年末まで、2018年は年初から4月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

１【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合の取得申込みの受付は行いません。

各ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後３時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

(3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

(4) なお、取得申込時には、申込手数料率をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

(5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後３時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
解約価額については、販売会社または委託会社（前記 「1 申込（販売）手続等（2)」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。
なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

(3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。

(6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。
※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。

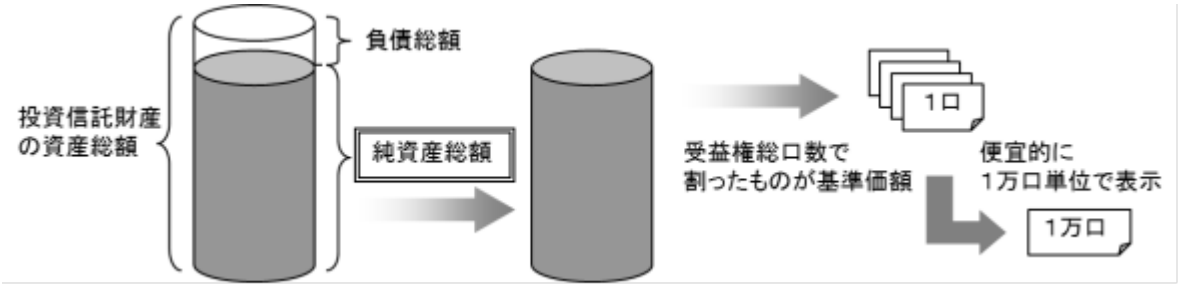

② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金※1は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等※2に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成28年1月14日から平成33年4月8日までとします。
ただし信託期間中に「(5) その他　① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他　① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。
なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

① 各ファンドの計算期間は、原則として毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）
（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
A　各ファンドの投資信託財産の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
B　投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
C　やむを得ない事情が発生したとき
（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。
1）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
2）前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3）前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4）前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1）から3）までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

＜信託の終了の手続＞

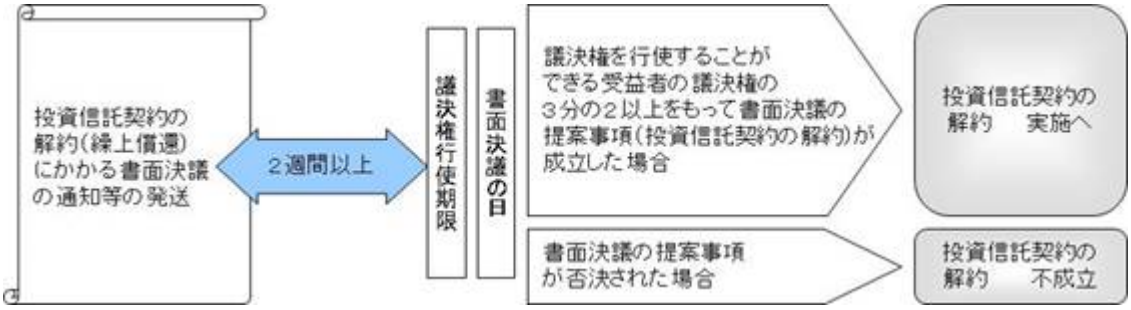

（ハ）ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

（ニ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」（ロ）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

（ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ロ）委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ハ）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）（ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ホ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ヘ）（ロ）から（ホ）の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ト）前記（イ）から前記（ヘ）にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞

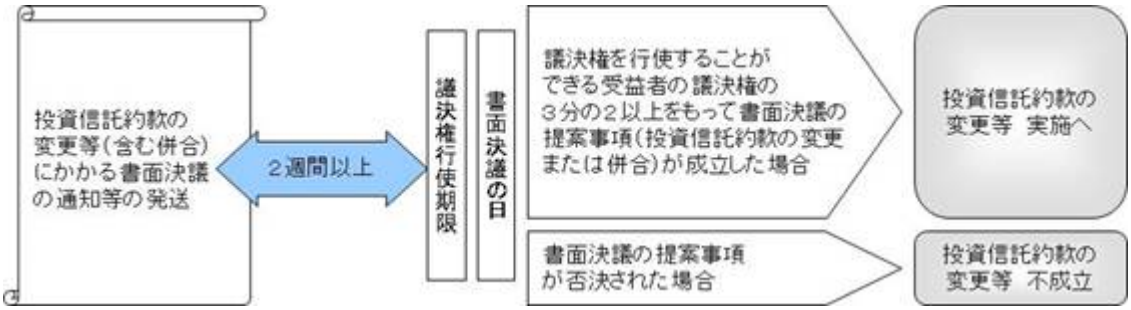

（チ）ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

（イ）各ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間末から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

（ロ）受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

1）受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

1）受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金に関する請求権

1）受益者は、販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2）換金代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

＊買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	6,377,786
コール・ローン	8,956,515	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	95,101,325	259,310,199
流動資産合計	104,067,826	265,697,969
資産合計	104,067,826	265,697,969
負債の部		
流動負債		
未払金	2,041,000	―
未払受託者報酬	3,087	32,417
未払委託者報酬	100,626	1,058,834
未払利息	24	―
その他未払費用	1,721	14,814
流動負債合計	2,146,458	1,106,065
負債合計	2,146,458	1,106,065
純資産の部		
元本等		
元本	91,810,444	243,230,616
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,110,924	21,361,288
(分配準備積立金)	1,144,755	9,161,842
元本等合計	101,921,368	264,591,904

純資産合計	101,921,368	264,591,904
負債純資産合計	104,067,826	265,697,969

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	747,462	9,151,902
有価証券売買等損益	561,286	△15,865,508
営業収益合計	1,308,748	△6,713,606
営業費用		
支払利息	1,223	3,791
受託者報酬	3,087	32,417
委託者報酬	100,626	1,058,834
その他費用	1,721	15,048
営業費用合計	106,657	1,110,090
営業利益又は営業損失（△）	1,202,091	△7,823,696
経常利益又は経常損失（△）	1,202,091	△7,823,696
当期純利益又は当期純損失（△）	1,202,091	△7,823,696
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	52,406	△1,564
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△21,090	10,110,924
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,051,016	19,227,907
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,051,016	19,227,907
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,687	155,411
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,687	155,411
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,110,924	21,361,288

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	1,836,466円	91,810,444円
期中追加設定元本額	91,137,818円	152,804,676円
期中一部解約元本額	1,163,840円	1,384,504円
２． 計算期間末日における受益権の総数	91,810,444口	243,230,616口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は12,733,306円（１万口当たり1,386円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は43,562,625円（１万口当たり1,790円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	666,121円	A 費用控除後の配当等収益額	8,027,517円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	332,381円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	11,588,551円	C 収益調整金額	34,400,783円
D 分配準備積立金額	146,253円	D 分配準備積立金額	1,134,325円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	12,733,306円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	43,562,625円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	91,810,444口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	243,230,616口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,386円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,790円
H　１万口当たり分配金額	0円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	0円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	527,476	△15,847,656
合計	527,473	△15,847,658

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年4月9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1101円 （11,101円）	1.0878円 （10,878円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924	9,984	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ10シェアクラス、ユーロ)	33,550.291	259,310,199	
	小計		33,550.291	259,310,199	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	98.0%	100.0%	
	投資証券　合計			259,310,199	
合計				259,320,183	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	3,790,317
コール・ローン	2,964,621	―
投資信託受益証券	79,889	79,873
投資証券	101,344,041	108,108,209
流動資産合計	104,388,551	111,978,399
資産合計	104,388,551	111,978,399
負債の部		
流動負債		
未払金	―	875,930
未払受託者報酬	19,188	16,871
未払委託者報酬	626,612	550,789
未払利息	8	―
その他未払費用	60,946	65,229
流動負債合計	706,754	1,508,819
負債合計	706,754	1,508,819
純資産の部		
元本等		
元本	97,261,860	108,820,982
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,419,937	1,648,598
(分配準備積立金)	11,112,375	16,477,448
元本等合計	103,681,797	110,469,580
純資産合計	103,681,797	110,469,580
負債純資産合計	104,388,551	111,978,399

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	8,849,400	8,663,160
有価証券売買等損益	△1,444,614	△12,948,658
営業収益合計	7,404,786	△4,285,498
営業費用		
支払利息	2,041	1,413
受託者報酬	19,188	16,871
委託者報酬	626,612	550,789
その他費用	60,978	65,274
営業費用合計	708,819	634,347
営業利益又は営業損失（△）	6,695,967	△4,919,845
経常利益又は経常損失（△）	6,695,967	△4,919,845
当期純利益又は当期純損失（△）	6,695,967	△4,919,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,474,595	△291,135
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,452,840	6,419,937
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,593,265	1,138,120
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,593,265	1,138,120
剰余金減少額又は欠損金増加額	847,540	1,280,749
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	847,540	1,280,749
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,419,937	1,648,598

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年4月9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１．期首元本額	134,022,858円	97,261,860円
期中追加設定元本額	40,492,060円	31,223,109円
期中一部解約元本額	77,253,058円	19,663,987円
２．計算期間末日における受益権の総数	97,261,860口	108,820,982口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は22,413,382円（１万口当たり2,304円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は33,666,785円（１万口当たり3,093円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	5,606,852円	A 費用控除後の配当等収益額	7,299,025円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	11,301,007円	C 収益調整金額	17,189,337円
D 分配準備積立金額	5,505,523円	D 分配準備積立金額	9,178,423円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	22,413,382円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	33,666,785円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	97,261,860口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	108,820,982口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	2,304円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	3,093円
H　１万口当たり分配金額	0円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	0円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年 10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年4月9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△23	△16
投資証券	△1,364,365	△11,916,994
合計	△1,364,388	△11,917,010

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年4月9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0660円 （10,660円）	1.0151円 （10,151円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	79,389	79,873	
	小計		79,389	79,873	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.1%	100.0%	
	投資信託受益証券　合計			79,873	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ5シェアクラス、米ドル)	13,610.501	108,108,209	
	小計		13,610.501	108,108,209	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	97.9%	100.0%	
	投資証券　合計			108,108,209	
合計				108,188,082	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	1,777,842
コール・ローン	2,244,656	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	86,108,398	61,339,279
流動資産合計	88,363,040	63,127,105
資産合計	88,363,040	63,127,105
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	8,229	14,516
未払委託者報酬	268,668	474,076
未払利息	6	―
その他未払費用	9,524	23,013
流動負債合計	286,427	511,605
負債合計	286,427	511,605
純資産の部		
元本等		
元本	72,181,917	54,227,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,894,696	8,387,686
(分配準備積立金)	5,758,611	7,311,086
元本等合計	88,076,613	62,615,500
純資産合計	88,076,613	62,615,500
負債純資産合計	88,363,040	63,127,105

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	3,810,346	6,949,226
有価証券売買等損益	△33,348	△10,366,051
営業収益合計	3,776,998	△3,416,825
営業費用		
支払利息	1,109	1,414
受託者報酬	8,229	14,516
委託者報酬	268,668	474,076
その他費用	9,530	23,042
営業費用合計	287,536	513,048
営業利益又は営業損失（△）	3,489,462	△3,929,873
経常利益又は経常損失（△）	3,489,462	△3,929,873
当期純利益又は当期純損失（△）	3,489,462	△3,929,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	217,091	△345,725
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,972,475	15,894,696
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,091,741	6,902,145
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,091,741	6,902,145
剰余金減少額又は欠損金増加額	441,891	10,825,007
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	441,891	10,825,007
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,894,696	8,387,686

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	31,012,741円	72,181,917円
期中追加設定元本額	44,295,721円	31,315,056円
期中一部解約元本額	3,126,545円	49,269,159円
２． 計算期間末日における受益権の総数	72,181,917口	54,227,814口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は21,055,263円（１万口当たり2,916円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は20,511,146円（１万口当たり3,782円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	3,418,000円	A 費用控除後の配当等収益額	4,390,439円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	15,296,652円	C 収益調整金額	13,200,060円
D 分配準備積立金額	2,340,611円	D 分配準備積立金額	2,920,647円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	21,055,263円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	20,511,146円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	72,181,917口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	54,227,814口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	2,916円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	3,782円
H　１万口当たり分配金額	0円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	0円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	△145,124	△7,803,122
合計	△145,127	△7,803,124

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年4月9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2202円 （12,202円）	1.1547円 （11,547円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924	9,984	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ3シェアクラス、豪ドル)	10,900.885	61,339,279	
	小計		10,900.885	61,339,279	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	98.0%	100.0%	
	投資証券　合計			61,339,279	
合計				61,349,263	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	29,995,318
コール・ローン	33,260,600	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	875,253,912	1,437,999,533
流動資産合計	908,524,498	1,468,004,835
資産合計	908,524,498	1,468,004,835
負債の部		
流動負債		
未払金	703,950	―
未払収益分配金	592,774	―
未払解約金	10,670,008	―
未払受託者報酬	91,902	227,027
未払委託者報酬	3,001,906	7,416,158
未払利息	91	―
その他未払費用	51,487	282,406
流動負債合計	15,112,118	7,925,591
負債合計	15,112,118	7,925,591
純資産の部		
元本等		
元本	592,774,377	1,053,991,332
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,638,003	406,087,912
(分配準備積立金)	43,511,376	128,672,206
元本等合計	893,412,380	1,460,079,244

純資産合計	893,412,380	1,460,079,244
負債純資産合計	908,524,498	1,468,004,835

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	37,215,054	96,656,174
有価証券売買等損益	7,251,742	△213,622,181
営業収益合計	44,466,796	△116,966,007
営業費用		
支払利息	13,005	20,664
受託者報酬	91,902	227,027
委託者報酬	3,001,906	7,416,158
その他費用	51,537	282,743
営業費用合計	3,158,350	7,946,592
営業利益又は営業損失（△）	41,308,446	△124,912,599
経常利益又は経常損失（△）	41,308,446	△124,912,599
当期純利益又は当期純損失（△）	41,308,446	△124,912,599
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,503,750	△649,488
期首剰余金又は期首欠損金（△）	77,087,884	300,638,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	200,714,189	254,243,517
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	200,714,189	254,243,517
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,375,992	24,530,497
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,375,992	24,530,497
分配金	592,774	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,638,003	406,087,912

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	188,384,217円	592,774,377円
期中追加設定元本額	443,904,420円	509,838,111円
期中一部解約元本額	39,514,260円	48,621,156円
２． 計算期間末日における受益権の総数	592,774,377口	1,053,991,332口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額301,230,777円（１万口当たり5,081円）のうち592,774円（１万口当たり10円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は497,528,191円（１万口当たり4,720円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	33,085,049円	A 費用控除後の配当等収益額	87,398,261円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	4,735,872円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	257,126,627円	C 収益調整金額	368,855,985円
D 分配準備積立金額	6,283,229円	D 分配準備積立金額	41,273,945円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	301,230,777円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	497,528,191円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	592,774,377口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	1,053,991,332口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	5,081円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	4,720円
H　１万口当たり分配金額	10円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	592,774円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	7,515,518	△212,684,447
合計	7,515,515	△212,684,449

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5072円 （15,072円）	1.3853円 （13,853円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924 銘柄数 1 組入時価比率 0.0%	9,984 100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ4シェアクラス、ブラジルレアル)	454,200.737	1,437,999,533	
	小計		454,200.737 銘柄数 1 組入時価比率 98.5%	1,437,999,533 100.0%	
	投資証券　合計			1,437,999,533	
合計				1,438,009,517	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	1,587,845
コール・ローン	571,265	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	20,379,913	62,739,762
流動資産合計	20,961,164	64,337,591
資産合計	20,961,164	64,337,591
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,961	―
未払受託者報酬	1,389	8,161
未払委託者報酬	46,148	266,305
未払利息	1	―
その他未払費用	11,580	4,707
流動負債合計	74,079	279,173
負債合計	74,079	279,173
純資産の部		
元本等		
元本	14,961,728	46,190,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,925,357	17,868,285
(分配準備積立金)	390,708	2,377,537
元本等合計	20,887,085	64,058,418
純資産合計	20,887,085	64,058,418
負債純資産合計	20,961,164	64,337,591

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	359,136	2,266,896
有価証券売買等損益	△66,495	△2,474,943
営業収益合計	292,641	△208,047
営業費用		
支払利息	307	886
受託者報酬	1,389	8,161
委託者報酬	46,148	266,305
その他費用	11,580	4,715
営業費用合計	59,424	280,067
営業利益又は営業損失（△）	233,217	△488,114
経常利益又は経常損失（△）	233,217	△488,114
当期純利益又は当期純損失（△）	233,217	△488,114
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,606	―
期首剰余金又は期首欠損金（△）	360,487	5,925,357
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,422,722	12,431,042
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,422,722	12,431,042
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,502	―
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,502	―
分配金	14,961	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,925,357	17,868,285

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	1,209,352円	14,961,728円
期中追加設定元本額	13,951,126円	31,228,405円
期中一部解約元本額	198,750円	―円
２． 計算期間末日における受益権の総数	14,961,728口	46,190,133口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額5,940,318円（１万口当たり3,970円）のうち14,961円（１万口当たり10円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は17,868,285円（１万口当たり3,868円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	297,815円	A 費用控除後の配当等収益額	1,986,829円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	5,534,649円	C 収益調整金額	15,490,748円
D 分配準備積立金額	107,854円	D 分配準備積立金額	390,708円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	5,940,318円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	17,868,285円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	14,961,728口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	46,190,133口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	3,970円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	3,868円
H　１万口当たり分配金額	10円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	14,961円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	△66,177	△2,474,941
合計	△66,180	△2,474,943

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3960円 （13,960円）	1.3868円 （13,868円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924 銘柄数 1 組入時価比率 0.0%	9,984 100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ11シェアクラス、資源国通貨)	12,530.41	62,739,762	
	小計		12,530.41 銘柄数 1 組入時価比率 97.9%	62,739,762 100.0%	
	投資証券　合計			62,739,762	
合計				62,749,746	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	10,815,361
コール・ローン	2,541,916	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	102,882,752	392,391,767
流動資産合計	105,434,654	403,217,112
資産合計	105,434,654	403,217,112
負債の部		
流動負債		
未払金	―	709,800
未払受託者報酬	3,651	59,837
未払委託者報酬	119,175	1,954,563
未払利息	6	―
その他未払費用	16,334	24,523
流動負債合計	139,166	2,748,723
負債合計	139,166	2,748,723
純資産の部		
元本等		
元本	92,213,866	347,798,820
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,081,622	52,669,569
(分配準備積立金)	1,081,270	18,448,174
元本等合計	105,295,488	400,468,389
純資産合計	105,295,488	400,468,389
負債純資産合計	105,434,654	403,217,112

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	1,422,393	19,846,302
有価証券売買等損益	△2,115,700	△12,294,947
営業収益合計	△693,307	7,551,355
営業費用		
支払利息	1,229	7,785
受託者報酬	3,651	59,837
委託者報酬	119,175	1,954,563
その他費用	16,343	24,602
営業費用合計	140,398	2,046,787
営業利益又は営業損失（△）	△833,705	5,504,568
経常利益又は経常損失（△）	△833,705	5,504,568
当期純利益又は当期純損失（△）	△833,705	5,504,568
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,032,950	△42,661
期首剰余金又は期首欠損金（△）	100,007	13,081,622
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,810,766	35,779,323
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,810,766	35,779,323
剰余金減少額又は欠損金増加額	962,496	1,738,605
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	962,496	1,738,605
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,081,622	52,669,569

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	3,544,734円	92,213,866円
期中追加設定元本額	104,819,287円	268,428,150円
期中一部解約元本額	16,150,155円	12,843,196円
２． 計算期間末日における受益権の総数	92,213,866口	347,798,820口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は18,585,870円（１万口当たり2,015円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は88,287,340円（１万口当たり2,538円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	1,037,433円	A 費用控除後の配当等収益額	17,404,407円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	17,504,600円	C 収益調整金額	69,839,166円
D 分配準備積立金額	43,837円	D 分配準備積立金額	1,043,767円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	18,585,870円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	88,287,340円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	92,213,866口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	347,798,820口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	2,015円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	2,538円
H　１万口当たり分配金額	0円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	0円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	△2,982,323	△11,702,158
合計	△2,982,326	△11,702,160

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1419円 （11,419円）	1.1514円 （11,514円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924 銘柄数 1 組入時価比率 0.0%	9,984 100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ13シェアクラス、メキシコペソ)	56,120.104	392,391,767	
	小計		56,120.104 銘柄数 1 組入時価比率 98.0%	392,391,767 100.0%	
	投資証券　合計			392,391,767	
合計				392,401,751	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	103,623,492
コール・ローン	279,763,959	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	3,694,795,828	4,875,554,207
未収入金	―	12,330,000
流動資産合計	3,974,569,773	4,991,517,683
資産合計	3,974,569,773	4,991,517,683
負債の部		
流動負債		
未払金	24,211,200	―
未払解約金	33,036,506	14,980,141
未払受託者報酬	264,507	803,864
未払委託者報酬	8,640,484	26,259,497
未払利息	766	―
その他未払費用	92,505	475,133
流動負債合計	66,245,968	42,518,635
負債合計	66,245,968	42,518,635
純資産の部		
元本等		
元本	3,912,694,459	5,340,405,808
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,370,654	△391,406,760
(分配準備積立金)	142,634,415	578,193,873
元本等合計	3,908,323,805	4,948,999,048

純資産合計	3,908,323,805	4,948,999,048
負債純資産合計	3,974,569,773	4,991,517,683

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	155,382,178	517,200,258
有価証券売買等損益	△163,023,696	△895,228,923
営業収益合計	△7,641,518	△378,028,665
営業費用		
支払利息	61,036	72,814
受託者報酬	264,507	803,864
委託者報酬	8,640,484	26,259,497
その他費用	92,745	477,685
営業費用合計	9,058,772	27,613,860
営業利益又は営業損失（△）	△16,700,290	△405,642,525
経常利益又は経常損失（△）	△16,700,290	△405,642,525
当期純利益又は当期純損失（△）	△16,700,290	△405,642,525
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,357,551	△23,158,450
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△37,554,335	△4,370,654
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,241,522	778,768
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,952,749	778,768
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,288,773	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	5,330,799
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	5,330,799
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,370,654	△391,406,760

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	386,346,780円	3,912,694,459円
期中追加設定元本額	3,844,954,632円	2,111,890,273円
期中一部解約元本額	318,606,953円	684,178,924円
２． 計算期間末日における受益権の総数	3,912,694,459口	5,340,405,808口
３． 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,370,654円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は391,406,760円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,194,384,039円（１万口当たり3,052円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は2,135,394,594円（１万口当たり3,998円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	138,831,959円	A 費用控除後の配当等収益額	452,781,994円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	1,051,749,624円	C 収益調整金額	1,557,200,721円

D 分配準備積立金額	3,802,456円	D 分配準備積立金額	125,411,879円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,194,384,039円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,135,394,594円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	3,912,694,459口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	5,340,405,808口
G １万口当たり分配対象収益額(E／F×10,000)	3,052円	G １万口当たり分配対象収益額(E／F×10,000)	3,998円
H １万口当たり分配金額	0円	H １万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F×H／10,000）	0円	I 分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）

１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	△167,737,933	△857,237,429
合計	△167,737,936	△857,237,431

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自　平成29年4月11日　至　平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9989円 （9,989円）	0.9267円 （9,267円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924	9,984	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ12シェアクラス、トルコリラ)	1,188,000.538	4,875,554,207	
	小計		1,188,000.538	4,875,554,207	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	98.5%	100.0%	
	投資証券　合計			4,875,554,207	
合計				4,875,564,191	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成29年10月11日から平成30年4月9日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	2,911,675
コール・ローン	2,608,103	―
投資信託受益証券	9,986	9,984
投資証券	92,880,588	104,314,411
流動資産合計	95,498,677	107,236,070
資産合計	95,498,677	107,236,070
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	86,410	―
未払受託者報酬	12,378	16,137
未払委託者報酬	404,462	527,242
未払利息	7	―
その他未払費用	21,406	37,368
流動負債合計	524,663	580,747
負債合計	524,663	580,747
純資産の部		
元本等		
元本	86,410,309	97,721,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,563,705	8,933,399
(分配準備積立金)	4,057,370	6,594,793
元本等合計	94,974,014	106,655,323
純資産合計	94,974,014	106,655,323
負債純資産合計	95,498,677	107,236,070

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
営業収益		
受取配当金	2,944,912	3,924,902
有価証券売買等損益	△196,909	△4,088,949
営業収益合計	2,748,003	△164,047
営業費用		
支払利息	1,097	1,231
受託者報酬	12,378	16,137
委託者報酬	404,462	527,242
その他費用	21,492	37,395
営業費用合計	439,429	582,005
営業利益又は営業損失（△）	2,308,574	△746,052
経常利益又は経常損失（△）	2,308,574	△746,052
当期純利益又は当期純損失（△）	2,308,574	△746,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	50,750	△1,178
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,463,146	8,563,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,094,388	2,579,689
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,094,388	2,579,689
剰余金減少額又は欠損金増加額	165,243	1,465,121
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	165,243	1,465,121
分配金	86,410	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,563,705	8,933,399

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成29年10月11日から平成30年 4月 9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１． 期首元本額	53,848,822円	86,410,309円
期中追加設定元本額	34,827,665円	26,197,310円
期中一部解約元本額	2,266,178円	14,885,695円
２． 計算期間末日における受益権の総数	86,410,309口	97,721,924口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日		第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額9,983,290円（１万口当たり1,155円）のうち86,410円（１万口当たり10円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は14,736,487円（１万口当たり1,507円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	2,457,578円	A 費用控除後の配当等収益額	3,143,148円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	5,839,510円	C 収益調整金額	8,141,694円
D 分配準備積立金額	1,686,202円	D 分配準備積立金額	3,451,645円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	9,983,290円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	14,736,487円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	86,410,309口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	97,721,924口

G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,155円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,507円
H　１万口当たり分配金額	10円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	86,410円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第5期計算期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月 9日
１.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年 4月 9日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△3	△2
投資証券	△196,368	△3,873,199
合計	△196,371	△3,873,201

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期計算期間末（平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間末（平成30年 4月 9日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間（自 平成29年4月11日　至 平成29年10月10日）

該当事項はありません。

第5期計算期間（自　平成29年10月11日　至　平成30年4月9日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期計算期間末 （平成29年10月10日）	第5期計算期間末 （平成30年　4月　9日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0991円 （10,991円）	1.0914円 （10,914円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,984	
	小計		9,924	9,984	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券　合計			9,984	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(Ｉ9シェアクラス、円)	12,810.317	104,314,411	
	小計		12,810.317	104,314,411	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	97.8%	100.0%	
	投資証券　合計			104,314,411	
合計				104,324,395	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	267,689,261円
Ⅱ 負債総額	152,756円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	267,536,505円
Ⅳ 発行済口数	242,967,078口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1011円
（1万口当たり純資産額）	（11,011円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	90,954,350円
Ⅱ 負債総額	60,565円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	90,893,785円
Ⅳ 発行済口数	87,294,956口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0412円
（1万口当たり純資産額）	（10,412円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	45,673,746円
Ⅱ 負債総額	35,294円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	45,638,452円
Ⅳ 発行済口数	39,167,220口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1652円
（1万口当たり純資産額）	（11,652円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	1,352,951,867円
Ⅱ 負債総額	803,260円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,352,148,607円
Ⅳ 発行済口数	984,285,171口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3737円
（1万口当たり純資産額）	（13,737円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	63,927,351円
Ⅱ 負債総額	36,945円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	63,890,406円
Ⅳ 発行済口数	46,086,811口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3863円
（1万口当たり純資産額）	（13,863円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	385,814,304円
Ⅱ 負債総額	232,441円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	385,581,863円
Ⅳ 発行済口数	335,157,816口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1504円
（1万口当たり純資産額）	（11,504円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	4,853,876,851円
Ⅱ 負債総額	183,206,253円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,670,670,598円
Ⅳ 発行済口数	4,922,338,425口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9489円
（1万口当たり純資産額）	（9,489円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

平成30年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	107,068,355円
Ⅱ 負債総額	62,765円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	107,005,590円
Ⅳ 発行済口数	97,678,092口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0955円
（1万口当たり純資産額）	（10,955円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益者に対する特典

該当事項はありません。

２　受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

３　受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

７　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。
取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

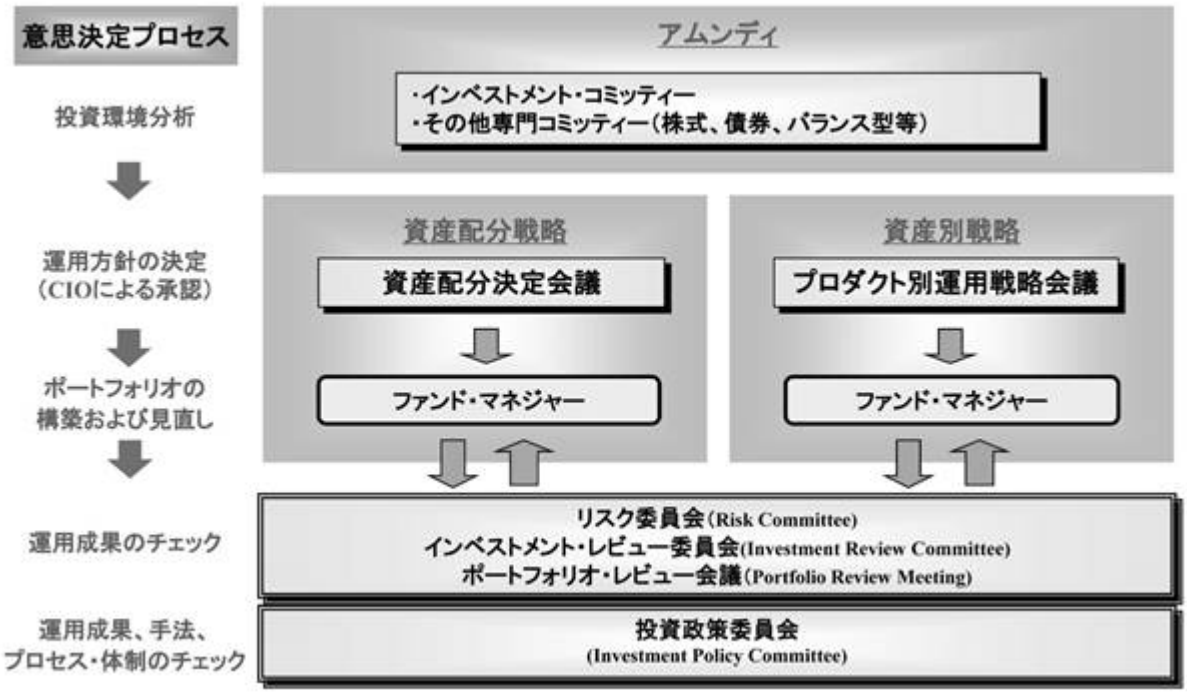

・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

平成30年4月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本　数	純　資　産 (百　万　円)
単位型株式投資信託	1	13,089
追加型株式投資信託	186	2,472,344
合計	187	2,485,433

３【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(4)当社は、平成29年9月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、当事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月となっています。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 (平成29年3月31日)		第37期 (平成29年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		12,544,276		9,010,675
前払費用		97,086		67,557
未収入金		9,400		12,500
未収委託者報酬		1,587,689		2,801,064
未収運用受託報酬	*1	1,203,426	*1	1,505,200
未収投資助言報酬		4,776		4,663
未収収益	*1	363,037	*1	377,628
繰延税金資産		131,768		314,900
立替金		103,767		96,577
その他		76		69
流動資産合計		16,045,302		14,190,834
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	97,451	*2	93,483
器具備品(純額)	*2	125,520	*2	103,175
有形固定資産合計		222,970		196,658
無形固定資産				
ソフトウエア		39,077		38,852
ソフトウエア仮勘定		-		4,806
商標権		1,040		845
無形固定資産合計		40,117		44,503
投資その他の資産				
金銭の信託		526,222		309,607
投資有価証券		131,134		126,784
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		1,000
長期差入保証金		212,829		218,142
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		-		8,553
貸倒引当金		△1,000		△1,000
投資その他の資産合計		954,804		747,707
固定資産合計		1,217,892		988,868
資産合計		17,263,193		15,179,702

（単位：千円）

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,319	991
預り金	371,334	1,259,125
未払償還金	-	686
未払手数料	846,821	1,363,261
関係会社未払金	219,309	243,647
その他未払金	*1 136,434	*1 152,555
未払費用	351,670	412,172
未払法人税等	50,178	163,910
未払消費税等	14,578	103,501
賞与引当金	157,489	672,011
役員賞与引当金	48,643	116,143
流動負債合計	2,198,774	4,488,002
固定負債		
リース債務	4,138	-
繰延税金負債	5,674	11,885
退職給付引当金	20,397	11,320
賞与引当金	28,132	26,132
役員賞与引当金	54,701	54,701
資産除去債務	59,677	60,483
固定負債合計	172,718	164,521
負債合計	2,371,492	4,652,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	10,962,094	6,592,764
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	9,362,094	4,992,764
利益剰余金合計	11,072,186	6,702,856
株主資本合計	14,891,021	10,521,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	679	5,488

評価・換算差額等合計	679	5,488
純資産合計	14,891,701	10,527,179
負債純資産合計	17,263,193	15,179,702

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	第36期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	第37期 （自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	11,647,640	9,227,981
運用受託報酬	2,870,732	2,140,210
投資助言報酬	10,912	8,461
その他営業収益	783,587	773,256
営業収益合計	15,312,872	12,149,908
営業費用		
支払手数料	6,805,998	5,427,725
広告宣伝費	77,312	63,731
調査費	689,756	500,592
委託調査費	428,553	343,347
委託計算費	19,070	14,801
通信費	52,255	38,276
印刷費	107,779	68,664
協会費	30,713	21,264
営業費用合計	8,211,436	6,478,400
一般管理費		
役員報酬	211,460	150,777
給料・手当	2,347,536	1,845,556
賞与	348,556	-
役員賞与	35,423	6,596
交際費	21,581	11,133
旅費交通費	58,611	64,237
租税公課	106,546	85,622
不動産賃借料	190,183	141,367
賞与引当金繰入	125,317	512,522
役員賞与引当金繰入	63,385	67,500
退職給付費用	314,182	95,770
固定資産減価償却費	45,884	39,898
商標権償却	260	195
福利厚生費	349,807	226,612
諸経費	277,255	174,049
一般管理費合計	4,495,985	3,421,834
営業利益	2,605,451	2,249,675
営業外収益		

有価証券利息	283	191
有価証券売却益	-	5,282
受取利息	254	144
為替差益	-	81,187
雑収入	9,723	1,290
営業外収益合計	10,261	88,093
営業外費用		
有価証券売却損	26,665	-
特別退職金	-	7,058
支払利息	547	410
為替差損	7,892	-
雑損失	1,063	4,457
営業外費用合計	36,167	11,926
経常利益	2,579,545	2,325,843
特別損失		
固定資産除却損	1,158	-
特別損失合計	1,158	-
税引前当期純利益	2,578,387	2,325,843
法人税、住民税及び事業税	751,308	919,528
法人税等調整額	77,060	△179,042
法人税等合計	828,368	740,485
当期純利益	1,750,019	1,585,357

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
合併による増加			200,000	200,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			200,000	200,000
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,031,177	8,741,269	12,360,104
当期変動額					
剰余金の配当			△ 350,000	△ 350,000	△ 350,000
当期純利益			1,750,019	1,750,019	1,750,019
合併による増加			930,898	930,898	1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			2,330,917	2,330,917	2,530,917
当期末残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 2,546	△ 2,546	12,357,559
当期変動額			
剰余金の配当			△ 350,000
当期純利益			1,750,019
合併による増加			1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,225	3,225	3,225
当期変動額合計	3,225	3,225	2,534,142
当期末残高	679	679	14,891,701

第37期（自平成29年4月 1日　　至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			△5,954,687	△5,954,687	△5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			△4,369,330	△4,369,330	△4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			△5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	△4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

*1各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
未収運用受託報酬	62,115 千円	85,856 千円
未収収益	182,290 千円	152,512 千円
その他未払金	38,126 千円	92,102 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
建物	81,963 千円	89,844 千円
器具備品	188,921 千円	208,275 千円

（損益計算書関係）

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

該当事項はありません

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

該当事項はありません

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成28年6月15日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額　350,000千円

（ロ）　１株当たり配当額　145.83円

（ハ）　基準日　平成28年3月31日

（二）　効力発生日　平成28年6月15日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月23日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額　300,000千円
（ロ）　配当の原資　利益剰余金
（ハ）　１株当たり配当額　125.00円
（二）　基準日　平成29年3月31日
（ホ）　効力発生日　平成29年6月23日

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額　300,000千円
（ロ）　１株当たり配当額　125.00円
（ハ）　基準日　平成29年3月31日
（二）　効力発生日　平成29年6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額　5,654,687千円
（ロ）　１株当たり配当額　2,356.12円
（ハ）　基準日　平成29年3月31日
（二）　効力発生日　平成29年12月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

なし

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第36期(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	12,544,276	12,544,276	―
（2）未収委託者報酬	1,587,689	1,587,689	―
（3）未収運用受託報酬	1,203,426	1,203,426	―
（4）金銭の信託	526,222	526,222	―
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	131,134	131,134	―
資産計	15,992,746	15,992,746	―
（1）未払手数料	846,821	846,821	―

負債計	846,821	846,821	―

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	―
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	―
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	―
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	―
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	126,784	126,784	―
資産計	13,753,331	13,753,331	―
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	―
負債計	1,363,261	1,363,261	―

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第36期(平成29年3月31日)	第37期(平成29年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(平成29年3月31日)

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	12,544,276	―	―	-
未収委託者報酬	1,587,689	―	―	-
未収運用受託報酬	1,203,426	―	―	-
合計	15,335,391	―	―	-

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第36期(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額　84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額　84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第36期(平成29年3月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)　株式	-	-	-
	(2)　債券	-	-	-
	(3)　その他(注)	111,191	113,553	2,362
	小計	111,191	113,553	2,362
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)　株式	-	-	-
	(2)　債券	-	-	-
	(3)　その他(注)	545,185	543,802	△ 1,383
	小計	545,185	543,802	△ 1,383
合計		656,376	657,355	979

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)　株式	-	-	-
	(2)　債券	-	-	-
	(3)　その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)　株式	-	-	-
	(2)　債券	-	-	-
	(3)　その他(注)	10,324	10,260	△ 64
	小計	10,324	10,260	△ 64
合計		428,481	436,391	7,909

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
金銭の信託	2,859,547	-	29,195
投資信託	24,147	4,829	2,299

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

（退職給付関係）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.　簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	第37期（自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日）
退職給付引当金の期首残高	27,454	20,397

退職給付費用	273,622	65,050
退職給付の支払額	△ 155,887	-
制度への拠出額	△ 124,792	△ 82,680
退職給付引当金の期末残高	20,397	2,767

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	669,970
年金資産	△ 659,494	678,524
	10,477	△ 8,553
非積立型制度の退職給付債務	9,920	11,320
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767
退職給付に係る負債	20,397	11,320
退職給付に係る資産	-	△ 8,553
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度　273,622千円　　当事業年度　65,050千円

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額　　前事業年度40,560千円、当事業年度30,720千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	69,798 千円	83,244 千円
繰延資産償却額	8,511 千円	- 千円
未払事業税	9,706 千円	30,157 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	57,215 千円	215,384 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,245 千円	847 千円
減価償却資産	4,574 千円	4,429 千円
資産除去債務	16,863 千円	17,110 千円
未払事業所税	2,852 千円	2,194 千円
その他	9,683 千円	- 千円
繰延税金資産小計	185,447 千円	353,364 千円
評価性引当額	△ 53,679 千円	△ 38,464 千円
繰延税金資産合計	131,768 千円	314,900 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	- 千円	△ 794 千円

資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△ 5,374 千円	△ 4,659 千円
その他有価証券評価差額金	△ 300 千円	△ 2,422 千円
その他	- 千円	△ 4,010 千円
繰延税金負債合計	△ 5,674 千円	△ 11,885 千円
繰延税金資産の純額	126,095 千円	303,015 千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第36期(平成29年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第37期(平成29年12月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
第36期（自平成28年4月 1日　　至平成29年3月31日）
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。
これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第37期（自平成29年4月 1日　　至平成29年12月31日）
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。
これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

(企業結合等関係)
第36期（自平成28年4月 1日　　至平成29年3月31日）
当社は、アムンディ・ジャパン証券株式会社と平成28年2月10日付合併契約に基づき、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併致しました。

1. 企業結合の概要
（1）合併の目的
機関投資家向け業務の効率化および投資信託事業のラップ等新規市場の開拓

（2）合併の日程
合併契約締結日　　平成 28年 2月 10日

合併効力発生日　　平成 28年 4月　1日

（3）合併の方法

当社を存続会社とし、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3.　事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第36期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	第37期 （自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日）
期首残高	54,018　千円	59,677　千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,605　千円	-　千円
時の経過による調整額	1,054　千円	806　千円
期末残高	59,677　千円	60,483　千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）及び第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,814,194	1,460,479	1,038,199	15,312,872

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第36期（自平成28年4月 1日　至平成29年3月31日）

1.　関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	746,263（千ユーロ）	投資顧問業	（被所有）間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	運用受託報酬*1	162,171	未収運用受託報酬	62,115
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	592,523	未収収益	182,290
								委託調査費等の支払*2	166,729	未払金	38,126
親会社	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400,000（千円）	有価証券の保有	（被所有）直接100%	なし	連結納税親会社	法人税等の支払	219,309	関係会社未払金	219,309

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805（千ユーロ）	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	1,027,237	未収運用受託報酬	394,554
								委託者報酬*1	96,824	未収委託者報酬	96,824
								投資助言報酬*1	6,336	未収投資助言報酬	3,338

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2.　親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ　アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

第37期（自平成29年4月 1日　至平成29年12月31日）

1.　関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投 資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)
1.取引条件及び取引条件の決定方針等
　*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投 資 顧問業	なし	なし	運 用 再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)
1.取引条件及び取引条件の決定方針等
　*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2.　親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）
アムンディ　アセットマネジメント（非上場）
アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）
クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

（1株当たり情報）

	第36期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	第37期 （自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日）
1株当たり純資産額	6,204.88円	4,386.32円
1株当たり当期純利益金額	729.17円	660.57円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第36期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	第37期 （自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日）
当期純利益（千円）	1,750,019	1,585,357
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,750,019	1,585,357
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）
第36期（自平成28年4月 1日　　至平成29年3月31日）
該当事項はありません。

第37期（自平成29年4月 1日　　至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額 （平成29年3月末日現在）	事　業　の　内　容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　　称	資本金の額 （平成29年3月末日現在）	事　業　の　内　容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・資本金の額　　：51,000百万円（平成29年3月末日現在）
・事業の内容　　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

(2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

(3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、各ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。

(4)届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。

(5)請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

(6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。

(7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年３月１日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成29年４月１日から平成29年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年２回決算型＞の平成29年10月11日から平成30年４月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年２回決算型＞の平成30年４月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。